

# 小城市 指定暑熱避難施設及び熱中症予防休憩所に関する募集要項

令和8年5月19日

## (趣旨)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号。）が令和6年4月に改正され、熱中症による健康被害を防止し市民の生命と健康を守るため、同年6月に小城市内の公共施設10ヵ所を「指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という）」に指定した。

今後、市内の民間施設を対象に暑さをしのぐことができるクーリングシェルターほか市独自の取組として、「熱中症予防休憩所（以下、「ひと涼み休憩所」という）」を指定する。

については、市内の広い範囲でクーリングシェルター及びひと涼み休憩所について指定をするため、本事業にご協力いただける民間施設を募集する。

## (実施内容)

第2条 クーリングシェルター及びひと涼み休憩所として指定された施設は、主に次のことを実施します。

- (1) 熱中症特別警戒情報等が発表された際の施設の開放（暑熱から身を守るための市民等の受入）
- (2) 当該施設がクーリングシェルター及びひと涼み休憩所であることの周知（のぼり旗の掲示や市ホームページ等による公表など）

※ 熱中症特別警戒情報等の発表時以外においても、市民等が暑熱を避けるために休憩可能な施設として、開放いただくよう協力依頼する。

## (開放期間)

第3条 クーリングシェルター及びひと涼み休憩所の開放期間は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

## (対象施設)

第4条 クーリングシェルター及びひと涼み休憩所の指定を受けることができる施設は、市内に住所を有する施設とする。ただし、次のいずれかに該当するときは対象外とする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動若しくは宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。
- (4) その他クーリングシェルター及びひと涼み休憩所として適当でないと認められるとき。

## (指定基準)

第5条 前条のほか、クーリングシェルター及びひと涼み休憩所の指定基準は、別記に掲げる条件を満たす施設とする。

## (申請方法)

第6条 クーリングシェルター及びひと涼み休憩所として指定を受けようとする者（以下、「申請者」という）は、次に掲げる事項を記載の上、「小城市指定暑熱避難施設及び熱中症予防休憩所登録申請書」を健康福祉課まで提出する。

- (1) 施設の名称及び所在地

- (2) 施設の連絡先
- (3) 開放することが可能な日時（曜日、時間帯等）
- (4) 受入可能人数
- (5) 滞在に供すべき避難（休憩）場所
- (6) その他利用上の注意等の留意事項

（申請後の流れ）

第7条 申請後は健康福祉課において、内容を審査し、適当であると認めるときは、クーリングシェルター及びひと涼み休憩所として指定する。

※クーリングシェルターとして指定された施設は、その運用に関し別途協定を締結する。

（指定の有効期間）

第8条 本指定の有効期間は、指定した日から翌年の3月31日までとし、期間満了の1か月前までに更新しない旨の申出がない場合には、本指定の有効期間を期間満了日から1年間更新されるものとし、その後も同様に更新するものとする。

（その他）

第9条 留意事項

- (1) 第6条の申込方法に記載する内容に変更が生じた場合には、その旨健康福祉課まで申し出ること。
- (2) クーリングシェルター及びひと涼み休憩所の指定に関し、次に該当する場合には、指定を取り消す場合がある。

イ事業所、店舗等の改修、閉鎖等により、当該施設がクーリングシェルター及びひと涼み休憩所の指定基準を満たさなくなった場合

ロその他クーリングシェルター及びひと涼み休憩所として指定することが適当でないと認められるとき

※本指定の取消にあたっては、市、指定を受けた者どちらも取消にかかる損害の賠償を求めることができないこととする。

## 小城市クーリングシェルター・ひと涼み休憩所の指定基準について

## 1 目的

本基準は、改正気候変動適応法第 21 条に基づく「クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)」、および市が独自で定める「ひと涼み休憩所(熱中所予防休憩所)」の指定について、その施設に求められる設備の基準を下記のとおり定めるものである。

## 2 指定基準

## (1) 必須要件(クーリングシェルター・ひと涼み休憩所 共通)

- ・佐賀県に熱中症(特別)警戒情報が発表された際に、暑熱避難施設(暑熱一時休憩所)として一般に開放できること。また、自由に出入が可能であること。
- ・当該施設において適当な冷房設備を有すること。  
※定期的にメンテナンスされており、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備であること。
- ・当該施設の市民の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間が確保できること。  
(受入可能人数に応じた滞在可能な空間が適切に確保されていること。また、椅子やソファ等が備えてあること。)

## (2) 個別要件

	クーリングシェルター (指定暑熱避難施設)	ひと涼み休憩所 (熱中所予防休憩所)
開放基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表する開放日及び開放時間帯・受入可能人数の範囲で、<u>必ず</u>開放できること。</li> <li>・熱中症警戒情報が発表されたときは、通常の開館(営業)日、開館(営業)時間において開放できること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症特別警戒情報または熱中症警戒情報が発表されたときは、通常の開館(営業)日、開館(営業)時間において、開放できること。</li> </ul>
開放可能日	定期的な開放日及び開放時間帯の設定がなされていること。	定期的な開放日及び開放時間帯の設定がなされていること。
開放可能時間	特に気温が上昇する時間帯(概ね営業(事業)開始時間～午後 6 時)において、連続して施設を開放できること。	制限なし(短時間でも可能)
受入可能人数	概ね 5人以上	概ね 3人以上
協定書の締結	有	無

(3) その他

- ・ 人員体制の条件はないが(店舗・施設の場合は、通常業務の範囲の中で、救急対応等を行っていただく等)、施設の管理・運営の観点から、開放時間中は施設のスタッフや警備員が常駐していることが望ましい。
- ・ 避難(休憩)者の、熱中症予防のための飲食(または飲料の摂取)を可能とする(または場所を指定する)ことが望ましい。
- ・ 熱中症(特別)警戒情報が発表されていない場合においても、熱中症予防のため施設を開放いただくことをお願いしたい。また、熱中症(特別)警戒情報の運用期間中等開放しているときは、クーリングシェルター・ひと涼み休憩所の施設である旨を周知するのぼり旗についても、常時掲示していただくことを依頼したい。